

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在休日は、翌日)
(當日が休日は、
たる翌日)

◇告 示

解除予定の保安林

土地改良区の解散

町営土地改良事業計画の認可

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字野原字山本三〇〇の二、三〇一の二
(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法
(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字田城谷三一九五の一

(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法
(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

鳥取県告示第三十九号

鳥取市東里仁土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県告示第四十号

昭和四十二年七月十五日付けで江府町長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十三年一月二十三日

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年一月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十一号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十二年七月二十四日付けで江府町長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

- 二 縦覧に供する期間**
昭和四十三年一月二十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所**
関金町役場
- 四 異議の申出**
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第四十三号**
昭和四十二年十一月三十日付けで関金町長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十三年一月二十三日
- 鳥取県知事 石破二朗**
- 一 縦覧に供する書類の名称**
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間**
昭和四十三年一月二十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所**
関金町役場
- 四 異議の申出**
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条川土地改良区の定款の変更を昭和四十三年一月十六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第四十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年一月十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市片原二丁目一〇九番地	鳥取市田島字岸ノ下三三の二、三三の二	幅員四・五〇メートル
田中宣二	字桶の詰三〇の三	延長五〇〇・四〇メートル
	字四ツ折田	一四〇の一
	一四〇の四	一四〇の四
	一四〇の五	一四〇の五
字鎮場田三三の四	一三三の九	一三三の九
一三三の五	一三三の五	一三三の五

鳥取県告示第四十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年一月十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石破一朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市吉方二二二ノ四 大久保 敏子	鳥取市吉方一三〇〇の一二 一三〇〇の一六 一三〇〇の一〇 一三〇〇の一一 一三〇〇の一二地先水路 一三〇〇の一一	幅員四・〇〇 メートル 延長七一・五〇 メートル

字土手の内「七」の一地先水路

字鎮場田三郎の四

字草器田三郎の一

字四ツ折田七郎の四

字土手の内「七」の四地先農道

字桶の詰三郎の一

字土手の内「七」の一地先農道

字四ツ折田七郎の二

字岸の下三郎の二地先農道